



29年度から市民税・県民税の制度が一部改正されます

税制改正により、給与所得控除の改正、給与所得者の特定支出控除の見直し、日本国外に居住する親族の扶養控除などの書類の添付義務化、金融所得課税の一体化など、主に4点が変わります。

給与所得控除の改正

給与所得控除の上限額が、下記のとおり引き下げられます(表1)。

給与所得者の特定支出控除の見直し

給与所得控除の引き下げに伴い、一律に前年中の特定支出合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する額を超える場合は、その超える額を給与所得控除額に加算します(表2)。

日本国外に居住する親族に係る扶養親族等の書類の添付義務化

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適正化の観点から、所得税の確定申告や個人市民税・県民税の申告などで、「国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除(16歳未満の扶養親族を含む)」の適用を受けるには、親族関係書類(※1)、送金

関係書類(※2)の添付または提示が必要となります。この制度は日本国籍の有無に関わらず、日本で課税がある人が対象となります。

※1「親族関係書類」とは

国外居住親族が居住者(納税者)の親族であることを証明するもので、次の①または②のいずれかです。①戸籍の附票の写しなど、日本国または地方公共団体が発行した書類と非居住者である親族の旅券の写し ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その国外居住親族の氏名、生年月日、住所または居所の記載があるもの)

※2「送金関係書類」とは

国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払いを、必要の都度、扶養親族に対して行ったことを証明するもので、次の①または②のいずれかです。①送金依頼書など、金融機関の書類またはその写し ②クレジットカード利用明細書など、クレジットカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したことと、その代金を居住者(納税者)から受領したことを明らかにする書類

※「親族関係書類」「送金関係書類」のいずれも、外国語で作成されている場合は、日本語に翻訳したものを併せてご用意ください。

■表1 給与所得控除の改正

適用時期	現行	29年度(28年分)	30年度(29年分)以降
上限額が適用される給与収入額	1,500万円～	1,200万円～	1,000万円～
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

■表2 給与所得者の特定支出控除の見直し

給与収入金額	適用判定の基準となる特定支出の合計額	
	現行(28年度まで)	改正後(29年度以降)
1,500万円以下	給与所得控除額×1/2	給与所得控除×1/2
1,500万円超	125万円	

金融所得課税の一体化による改正

公社債等に対する課税方式が変更され、金融商品に係る損益通算範囲が拡大されます。

・28年1月1日以降に、納税義務者が支払いを受ける公社債等に係る利子所得及び譲渡所得等の課税方式について、国債や地方債などの「特定公社債等」と、それ以外の「一般公社債等」とに区別し、課税することになります。

・「特定公社債等の利子所得と譲渡損益」と「上場株式等の配当所得と譲渡損益」の間で、損益通算ができるようになります。

さらに、特定公社債等のうち、その年に損益通算しても控除しきれない金額は、翌年以降3年間繰越控除ができるようになります。

なお、「上場株式等及び特定公社債等」と「非上場株式及び一般公社債等」は別々の分離課税制度となり、両制度間での損益通算ができなくなりますので、ご注意ください。

お問い合わせは
市民税課 483-1151(代表)へ

募集 (仮称)「チャレンジオフィスやちよ」指導員

障害のある人が一般企業への就労を円滑に行えるように支援する、チャレンジオフィスの指導員を募集します。

▶職務内容 宛名シール貼りや送付文書の封入などの作業支援、生活指導 ▶募集人数 1人 ▶応募資格 障害者に理解がある、明朗快活な人 ▶任期 29年2月上旬～3月31日の30日間(勤務状況により1年ごとの更新可) ▶勤務先 八千代市役所 ▶勤務時間 月曜～金曜日午前9時15分～午後4時(正午～午後1時は休憩) ▶賃金 時給1,100円 ▶通勤手当 1日上限500円(交通機関利用者) ▶社会保険 雇用保険・健康保険・厚生年金加入 ▶応募方法 住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・電話番号・職歴・応募理由を記入した履歴書を〒276-8501 市役所職員課へ郵送または持参。12月28日(水)必着 ▶選考方法 面接 ▶選考結果 応募者本人へ通知 (職員課)

年末年始のごみなどの収集・し尿のくみ取りの受付日程(クリーン推進課)

ごみ種類	該当地区	12月最終日	1月開始日	
可燃ごみ	月・水・金曜日の地区	30日(金)	4日(水)	
	火・木・土曜日の地区	29日(木)	5日(木)	
資源物	紙・布・紙パック	月曜日の地区	26日(月)	9日(祝)臨時収集
		土曜日の地区	24日(土)	7日(土)
	びん・缶・金属類・ペットボトル	火曜日の地区	27日(火)	10日(火)
		水曜日の地区	28日(水)	11日(水)
		木曜日の地区	29日(木)	5日(木)
		金曜日の地区	23日(祝)臨時収集	6日(金)
不燃ごみ 有害ごみ	28日(水)までの各地区の該当日が最終日です。年始は1月4日(水)から通常業務になります。10月から不燃・有害ごみは指定袋と一緒に入れて月2回出せるようになりました。 ※祝日の収集はありません。			

◆粗大ごみの電話受け付け 年末は12月28日(水)までです。年始は1月4日(水)からです。12月21日(水)までの受付分は年内に回収します。12月22日(木)以降の受付分は、1月4日(水)以降の回収になります。受け付けは、月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後4時30分。粗大ごみ受付専用電話 483-4506へ

◆清掃センターへのごみの持ち込み 年末は12月28日(水)までです。年始は1月4日(水)からです。持ち込みは月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～11時40分と午後1時～4時です。家庭からのごみに限り、祝日を除く毎月第3土曜日(12月は17日)にも持ち込みできます。

◆し尿のくみ取り くみ取り作業は12月28日(水)までです。年始は1月4日(水)からです。年内中の新規くみ取り依頼は26日(月)まで受け付けます。

【くみ取り作業についての問い合わせ】電話で(公財)八千代市環境緑化公社 459-0067へ

12月議会は11月30日に開会しました

■12月1日以降の日程 ▼6日(火)～8日(木)一般質問 ▼9日(金)一般質問、質疑 ▼13日(火)・14日(水)各常任委員会 ▼22日(木)総括審議 ※それぞれ午前10時から始まり傍聴ができます。

■インターネット中継 本会議を市ホームページで生中継します。通常は会議の翌日(土曜・日曜を除く)から録画中継でも見られます。詳しくは議会事務局 483-1151へ。(議事課)